|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 欠格事由チェック表 | | | | | | | |
| 法人名 | | | |  | | ﾁｪｯｸ欄 | |
| 指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。 | | | | | |  | |
| １　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 | | | | | |
|  | イ　控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（P52参照）において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの | | | | | | |
|  | ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない | | | | | | |
|  | ハ 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等（注１）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | | | | | | |
|  | 二　暴力団の構成員等（注２） | | | | | | |
| ２　指定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人 | | | | | | | |
| ３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | | | | | | | |
| ４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（指定及び指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。（注３・４）） | | | | | | | |
| ５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | | | | | | | |
| ６　次のいずれかに該当する法人 | | | | | | | |
|  | イ　暴力団 | | | | | | |
|  | ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | | | | | |
|  | | | | | | | |
|  | 1 | | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | | | |  |
|  |  | イ | 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無 | | 有 ・ 無 | |  |
|  | ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | | 有 ・ 無 | |  |
|  | ハ | 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | | 有 ・ 無 | |  |
|  | 二 | 暴力団の構成員等の有無 | | 有 ・ 無 | |  |
|  | | | | | | | |
|  | 2 | | 指定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人 | | はい・いいえ | |  |
|  | | | | | | | |
|  | 3 | | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | | はい・いいえ | |  |
|  | | | | | | | |
|  | 4 | | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | | はい・いいえ | |  |
|  | 添付書類 | | 指定の申出時には上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」を、指定の有効期間の更新の申出時には所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要） | |  |
|  | | | | | | | |
|  | 5 | | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | | はい・いいえ | |  |
|  | | | | | | | |
|  | 6 | | 次のいずれかに該当する法人 | | | |  |
|  |  | イ | 暴力団 | | はい・いいえ | |  |
|  |  | ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | はい・いいえ | |  |
|  | | | | | | | |

（注意事項）

１　「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

２　「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

３　添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長等、道知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税及び地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長等、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

４　指定後、毎事業年度1回市長に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。